

第3号議案

(法第28条第1項関係「前事業年度の事業計画」)

令和8年度の事業計画（案）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 日田フレンドワーク

1. 実施の方針

令和8年度の事業につきましては、従来の活動に加えて利用者等の意見も尊重しながら日田フレンドワークとしての特色ある作業所づくりをと考えています。特に市内の作業所や行政、社協、福祉団体との連携を図り、色々な活動に参加し全体的なレベルアップを図りたいと考えています。

主な事業である障害福祉サービス事業においては利用者が自立した日常生活等を営むことができるよう配慮し、社会資源との連携を図り、総合的な福祉サービスの提供に努めます。

2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の 金額 (単位：千円)
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために法律に基づく障害福祉サービス事業	・ネギ揃え ・押し花名刺作成 ・銅線作業 ・トラウッド作業 ・環境整備 (除草作業)	(A) 年間 月～金曜日 (B) フレンドワーク (C) 職員3人	(D) 市内の身体・知的・精神障害 (E) 延べ2,000人	11,350
② 障害者が生きやすい地域社会にするための情報発信・研修・まちづくり事業	・ホームページによる情報発信 ・研修旅行 ・スキルアップ研修 ・ひたむきワークフェス ・自立支援協議会 ・地域連携推進会議	(A) 年間 月～金曜日 イベント12回 (B) 作業所、他 (C) 職員3人	(D) 市内の身体・知的・精神障害 (E) 不特定多数	100
③ 障害者、又は保護者との相談支援事業	・作業所での相談支援	(A) 随時 (B) フレンドワーク (C) 職員3人	(D) 市内の身体・知的・精神障害 (E) 保護者10人 利用者25人	50
④ その他の目的を達成するために必要な事業	—	—	—	